

平成29年度

「先進船舶技術研究開発支援事業」

募集要領

注：本事業は、平成29年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うモノです。補助対象者の決定や予算の執行は、平成29年度予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

平成29年1月

国土交通省

## 1. 事業の概要・目的

国土交通省では、海運の安全性向上のための技術開発支援事業(先進船舶・造船技術研究開発費補助金)の募集を実施致します。

この補助事業は、海運の安全性向上に資する先進船舶技術研究開発に要する経費を補助することにより、当該技術に関する研究開発を促進し、もって我が国の海事産業の活性化及び国際的な競争力の強化を行うとともに海運における安全性の向上を図ることを目的とします。

応募のあった開発案件全てにおいて、船舶又は船用機器に安全性の向上効果等の上記目的の達成が期待できるか否かの評価を行い、その中から技術開発を支援する事業を選定することとしております。

## 2. 課題提案の要件

### (1) 対象事業

本事業は、上記1.の目的を達成するため、船陸間のデータ通信を活用した船舶、船舶用機関及び船舶用品(これらに係るソフトウェアを含む。)等の開発(実証試験を含む。)により海運の安全性向上効果があり、次の要件を満たす先進的な研究開発を目的とする事業を対象とします。

- ①国際海運における船舶又は船用機器の安全性を向上する技術の確立を目指した事業であること。ただし、以下に留意。
  - a. 効果は、現存する商業船(外航船が望ましい。)に当該技術を適用した場合に期待される海難事故の減少或いは機器の故障等による損失の減少を定量的に示すなど明確な指標を示すこと。なお、船種を限定した効果であるものでも差し支えない。
  - b. 少なくともドック入りの間隔、対象機器のメンテナンスの間隔等の合理的な期間に亘って減少効果が継続する技術であること。
- ②新製品の開発等に資するもの。
- ③研究開発成果の実用化が高く見込まれ、船舶の堪航性向上の他、保守点検費用低減や定時性の向上等の社会的ニーズに対応できるもの。

### (2) 応募資格

補助事業の実施を希望する者(以下「提案者」という。)は、次の要件を満たす民間企業、協同組合、企業組合、有限責任事業組合、民間非営利団体、独立行政法人、一般財団法人又は一般社団法人(特例民法法人、公益社団法人又は公益財団法人を含む。)、大学等研究機関等である必要があります。

- ①補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ②補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③補助事業により得られた成果を活用した製品の製造能力を有すること、又は成果を活用した製品を用いて海上運送事業を営む能力があること。
- ④提案者は、第193回通常国会において、審議中の海上運送法等の一部を改正する法律案について施行された場合は、施行後速やかに当該法律案にある先進船舶の導入等についての

計画（仮）を作成して大臣の認定を受けること。

なお、複数の者が共同で提案できます（共同で補助事業を実施する場合には、自己が実施する分に限り、上記要件を満たしてください）。また、同一の提案者からの複数の応募も可能です。

### （3）募集期間等

提案を募集する期間は、下記①のとおりと致します。

提案書類（別添 提案書の記載要領中の各種様式）に必要な事項を記載したもの及びその写し2部と、その書類の電子ファイルを格納したCD-Rを募集期間内に、下記②まで郵送・宅配便等により提出してください。

提案書類は、A4版で印刷し、必ず通しページを下段中央に付した上で、左上をクリップ止めしてください。また、郵送・宅配等に当たっては簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。

なお、提出された提案書類等は返却致しません。

① 提出期限：平成29年2月17日の消印、運送業者受付印等有効

② 提出場所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 技術企画室 宛

（封筒に【先進船舶技術研究開発支援事業提案書在中】と朱書き願います。）

提出された提案書類に不備がある場合には、提案書類を受理できませんのでご注意ください。

### （4）事業計画期間及び補助金の額

・事業計画期間：平成32年度末までの間

・補助金の額：各年度事業費の1/2以内（補助の対象となる経費は、「別紙」参照）

※ただし、複数年事業として計画された場合であっても、予算上の制約により、年度毎で計画を変更する可能性があります。

### （5）事業規模

1件あたりの技術開発の総事業費が、2千万円程度。

## 3. 応募にあたっての留意事項

### （1）法令等の適用

補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、国土交通省が定めるところにより実施されるものとします。

### （2）重複補助の禁止

国から同種の主旨による補助金などの交付を受ける場合には、当該補助金は交付しないものとします。また、同一の技術開発内容について、これまでに国から同種の委託費又は補助金を受けている場合は、当該補助金の申請を行うことはできません。

#### 4. 課題の選定

##### (1) 選定の方法

①提出頂いた課題については、書類選考を行い、2月27日に外部学識経験者等にプレゼンテーション（10分程度）を行って頂きます。プレゼンテーションの様式については、7. お問い合わせまでご連絡下さい。

②外部学識経験者等の意見を踏まえた上で、課題を選定します。

なお、課題の選定は非公開で行い、その途中経過等に関する問い合わせには応じません。また、選定に当たっては、提案内容、実施体制等に関して条件を付すことがあります。

##### (2) 選定基準

提案内容は以下に示す事項に基づき、総合的に評価します。

- ① 海難事故、機器の故障等による損失の減少効果の評価手法、目標設定等が適正であること。
- ② 社会的ニーズ(船舶の堪航性向上の他、保守点検費用低減や定時性の向上等)に合致していること。
- ③ 既存の技術に比べ先進性を有していること。
- ④ 開発物の普及及び国際競争力強化の見込みが高いもの。
- ⑤ 人材、設備及び研究実績等事業実施体制が確保されていること。
- ⑥ 事業計画の設定が妥当であり、実施方法、スケジュール及び費用等が具体的かつ合理的に策定されており、費用対効果が高いこと。
- ⑦ 事業実施後の実用化が見込めること。

##### (3) 結果の通知

課題が選定された後、提案者に対して選定結果を3月上旬頃（予定）に通知します。なお、選定されなかった理由や選定過程の問い合わせには応じられません。

##### (4) 虚偽記載等に対する措置

提案書類への虚偽記載等が判明した場合は、採択結果の如何に拘わらず不採択となる場合があります。また、採択決定を通知した後に判明した場合においても同様とします。

#### 5. 成果評価の実施

補助事業者に対し、毎年度の進捗状況を把握し翌年度事業の継続の可否を判断する目的及び事業目的の達成度合いを判断する目的で、年度末に成果評価を行います。

また、技術開発終了後5年間、成果の活用・普及活動、実用化への進展状況等に関するフォローアップ調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

#### 6. 秘密の保持

提案書類は補助事業の選定にのみ使用し、提案者の了解なしに内容等の公表は行ないません。

#### 7. 応募に関する問い合わせ先

連絡先 : 国土交通省 海事局海洋・環境政策課技術企画室 前田、中野

電話番号 : 03-5253-8614

メールアドレス : [hqt-sensin-anzen-koubo@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-sensin-anzen-koubo@ml.mlit.go.jp)

なお、選定の経過等に関する問い合わせには応じられません。日本語のみ可。

## 補助対象経費について

## 1. 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、先進船舶技術に関する研究開発を目的とする事業及び当該事業の効率的かつ計画的な執行を推進するために必要な経費とします。その項目は、施設費、機械装置費、工具器具備品費、材料費、使用料、プログラム取得費、直接人件費、外注費及びその他経費です。各項目の内容は下表を参照してください。

提案に際しては、補助事業の実施に必要な経費を下表の項目に区分してください。

補助金交付申請時には、各項目の詳細な積算根拠を提示していただきます。

表. 補助対象となる経費

(1)	施設費	事業に直接必要な船舶又は構築物の購入、建造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費（ガス、水道、暖房、照明、通風等船舶又は構築物に附属する施設の買い受け等に要する経費を含み、専ら事業に使用され、かつ、事業に必要不可欠なものに限る。）
(2)	機械装置費	事業に直接必要な機械又は装置の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費
(3)	工具器具備品費	事業に直接必要な工具、器具又は備品（木型、金型及び試験器具を含む。）の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け又は修繕に要する経費
(4)	材料費	事業に直接必要な原材料又は部品の購入又は製造に要する経費（試作品の製造に必要な経費を含む。）
(5)	使用料	試験水槽等の試験設備又は電子計算機の使用に要する経費
(6)	プログラム取得費	事業に直接必要な電子計算機用プログラムの購入、作成、改良又は借入れに要する経費
(7)	直接人件費	研究開発に直接従事する研究開発職員、工員の直接作業時間に対する人件費、事業を実施するために直接必要なアルバイトに係る人件費等の経費
(8)	外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価、データの取得・分析等の外注に必要な経費及び研究開発要素のうち主要でない部分を委託するための経費
(9)	その他	補助事業に直接かかる上記以外の経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、会場借料、諸謝金など）

## 2. 補助対象経費の注意事項

(1) 補助事業実施に直接かかる経費のみ補助対象となります。間接的に必要となる経費（管理費・事務費等）は補助の対象となりません。

(2) 補助金の額は以下のとおり算出してください。

- ① 直接人件費のうち技術者給は基本給の他、通勤手当、家族手当、住居手当、賞与及び法定福利費とし（退職給付金引当金等は除外する。）、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金は実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価の見込額（日給又は時間給）で、常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。
- ② 旅費は補助事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は成果の発表、普及を行うための旅費に限り、単価は社内規定若しくは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例によります。
- ③ 会議費の単価は1人当たり1,000円以内とします。
- ④ 補助事業者等が所有する設備の借料等は補助の対象外です。
- ⑤ 謝金の単価は社内規定等により常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。

(3) 借入に要する経費は補助対象期間の借料のみが補助対象となります。

(4) 補助金の額については、次に掲げる経費を含まないものとします。

- ① 建物等施設に関する経費。
- ② 机、いす、複写機等、通常備えるべき設備、備品及びパソコン等の汎用品を購入するための経費。
- ③ 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- ④ 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費。
- ⑤ 補助事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難である経費。（ただし、光熱水料・通信料等、研究開発を管理する職員及び間接的に従事する職員（総務・会計事務等）及び工員の人件費、は補助対象となりません。）

(5) 補助金に係る消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）を減額して交付申請をしてください。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

選定結果の通知から補助金交付決定までの流れは以下のとおりとなります。

